

公立大学法人滋賀県立大学研究院会議規程

令和 3 年 4 月 1 日
公立大学法人滋賀県立大学規程第 176 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、公立大学法人滋賀県立大学研究院規則第 5 条の規定に基づき、研究院会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第 2 条 研究院会議は、研究院長がこれを招集し、その議長となる。

2 研究院長は、構成員の 4 分の 1 以上から要求があったときは、研究院会議を招集しなければならない。

3 研究院長に事故があるときは、あらかじめ研究院長の指名を受けた者がその職務を代行する。

(定足数)

第 3 条 研究院会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(表決)

第 4 条 研究院会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、研究院会議が特に重要と認めた事項については、出席者の 3 分の 2 以上の同意を必要とする。

(構成員以外の出席)

第 5 条 議長は、必要に応じ、構成員以外の者の会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(議事録)

第 6 条 研究院会議は、議事録を作成する。

(事務)

第 7 条 研究院会議に関する事務は、事務局総務課で処理する。

(委任)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、研究院会議の運営に関し必要な事項は、各研究院会議が別に定める。

付 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

2 公立大学法人滋賀県立大学研究院予定者会議運営要領は、廃止する。